

今こそ、情報公開法を使って関連文書の全面公開を実現させよう！
日韓会談文書・全面公開を求める会 ニュース
第8号 (2007年10月19日)

＝ 第4回口答弁論 ＝
裁判長が提言
次回 11月28日(水) で
一審を
終結したい

◇ 目 次 ◇

第4回口頭弁論 報告	…1
口頭弁論後の報告集会から	…2-3
外交記録に関する朝日新聞記事	…4
次回口頭弁論と総会のお知らせ	…5
崔鳳泰弁護士の韓国だより	…6
吉澤文寿氏の講演・要旨	…7
事務局からのお知らせ	…8

9月25日(火)11時から東京地裁7階713号法廷で開かれた第4回口頭弁論では、およそ30名の傍聴者が見守るなか、原告、被告双方からの陳述と主張等の手続きが終了したあと、裁判長は、「次回口頭弁論で以って第一審としては終結したい。主張、立証を尽くすために必要なものは、次回までにすべて提出、主張するように」と発言しました。

その後、11時30分から開かれた報告集会では、内容の説明のあと、東澤弁護士は「裁判官が次回で一審を終結するとしたことへの評価と対策については、今後の弁護団会議で十分に検討していきたい」と述べました。

●原告ら訴訟代理人が提出した書類

- 準備書面(3) = 1. 情報公開法が開示決定に期限を設けた趣旨
2. 外務大臣の不作為の違法性
3. 被告の主張に対する反論

- 証拠説明書(4) = 甲12 情報公開法制の確立に関する意見(行政改革委員会1996)
13 詳解情報公開法(総務省行政管理局2001.2)
14 情報公開法(抜粋)(松井茂記教授)
15 -1 当事者照会書
-2 当事者照会に対する回答書
16 外務省ホームページ(外交記録公開制度について)
17 朝日新聞記事 18 読売新聞記事 19 毎日新聞記事

●被告国指定代理人が提出した書類

- 準備書面(3) = 1. 変更後の請求の趣旨に対する答弁
2. 変更後の請求の趣旨に係る請求の原因
3. 被告の主張
4. 原告準備書面(2)への反論
5. 求釈明への回答 (以上、当会ホームページに掲載)

第4回口頭弁論後の 報告集会から

日時 2007年9月25日(火) 11:30~13:00
会場 弁護士会館 10階 1003 B号室
参加者 30名 (記録、事務局)

小町谷育子弁護士

当事者照会(裁判所を通さず当事者間でやり取りするもの)6項目の中の一つに、本件を受理する前に日韓会談文書の請求は幾つあったかという質問をしておりますが、国側から11件あったという回答が出ています。

本日、原告側はこの回答を踏まえて、もう既に11回も請求が出されているなら、外務省では、当然この文書は出せる、出せないという判断をしている筈だということを、主張の柱の一つにしています。

もう一つは、8月30日に外務省の方で20回目の外交記録の公開がありました。新聞報道によると、今回の目玉としては、今、まさに我々が請求している日韓会談文書、これを出すか出さないかが外務省の中で議論になったということです。

既に11回の開示請求で開示、不開示の判断をしている、しかも外交記録公開のところで出せるか、出せないかについて、もう一度判断しているということなので、この二つの事柄によって、外務省は審査済みであるにもかかわらず開示決定を出さないのである、ということを原告側は主張しております。

また今回、裁判所の方から、協議の判断をしたいので次回もう一度弁論をするが、それを以って第一審としては終結したい、主張、立証を尽くすために必要なものは次回までにすべて提出、主張するように云ってきました。

古本晴英弁護士

原告側が出した準備書面の内容は、開示決定までにどうしてこんなに時間がかかるのかという反論です。

国側の主張の一つは、コピーに時間がかかるということです。原紙はセロハン紙にタイプライターで打ったものだから、それを、現在普及しているコピー機にかけると、ビリビリになってしまうので一枚一枚手でコピーしている、だから時間がかかるというのですね。

いま一つは、「こういう文書の開示請求が来ていますけれども如何がいたしましょうか」という決済を関係部署に回さなければならない、情報公開室だけで判断するのではなく、韓国や北朝鮮の問題を取扱っている北東アジア課で検討することは勿論、内容によっては他の部署や、或いは外務省外の判断も仰がなければならないので時間がかかるという主張です。

私たちは国側の云っていることは嘘だという指摘をしています。それは、過去に何度も開示請求を受けており、その都度、国・外務省は開示、不開示の判断をしているので、一々記録の原本からコピーをとる必要はなく、既に過去に利用された決済文書を利用して、新たに決済すればいいのだ、という主張です。

さらに、外務省は、開示請求にかかわらず、歴史的な外交文書を公開するかどうかを、8月には20回目の判断をしているのです。

既に関係部局内において、詳細に検討してきている筈だという批判が、準備書面の内容になっています。

東澤 靖弁護士

今やっている裁判というのは本体の争いではない、ある意味で前哨戦なのです。

何故かというと、我々は文書の全面公開を求めているのですが、大半は公開するとも公開しないとも、まだ回答は無いのです。外務省が云ってきたのは第4次会談を除いて、あとは2年後(2008年5月26日)までだと云っている。今争われている訴訟は、2年かけてやるというのは余りにもひどいではないか、もっと早くできるのではではないか、また、やるべきではないかということなのですね。

ですからこれが終わったとしても、次の、最終的に第4次会談以外の文書について、開示する、開示しないという判断が出てきます。それに対して全面開示ならいいのですが、そうでない時には、それに対して開示しないのはおかしいという、それこそ本体の訴訟が今後待っている。

仮に裁判が終わって前哨戦について判決となる場合、必要なのは、文書公開の決定にこんなに時間をかけるのはおかしい、勿論開示しないのはおかしいという、そういった世論です。

ぜひ求める会としても、そうした世論を盛り上げるために活動してほしい。

李 洋秀さん

北東アジア課は日朝交渉に差し支えがある、支障があると云っているのですが、我々は韓国の戦後補償の裁判から求めている立場です。

日朝交渉云々ではなくて、現実に韓国の被害者が戦後補償に対する請求と謝罪を請求している訴訟に対して、三菱の名古屋の判決や、第二次不二越の判決で、全部、日韓条約によって請求権が無くなっているのだと云っている。

結局それを裏付ける文書として、日韓会談でどういう議論がされているのか、特に第6次、第7次会談で請求権に関してどういうやりとりがあったのか、どうなっているのかというのが、我々にとっては緊急の課題ですね。

名古屋三菱裁判も最高裁へいくので、そんなに時間はない。そこでまた日韓条約によって請求権が無くなっているということになれば、また日本の大きな恥になります。

今の説明だと、裁判長が結審をするという方向というのは、我々にとって期待できるような内容では無さそうなので、どうすれば公開を勝ち取れるか、運動の戦略みたいなものを考えたい。

小町谷育子弁護士

日韓会談に限らず、重要な歴史公文書で、しかも30~50年経過しているものについては、やはり国民に見せるべきではないのかという、そういう運動をしたらどうかと思うのです。

持橋多聞さん

国会では議員の人にも協力してもらい、我々の側からも新聞に投書したりして、世論づくりをしなければいけないのではないかと思います。

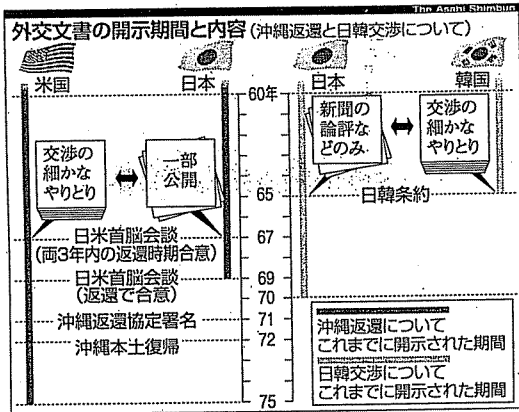
目玉だった日韓会談文書の公開 阻んだのは 外務省北東アジア課 朝日新聞記事（8月30日）にみる外交文書公開の内幕

＝この記事は、朝日新聞の承諾を得て掲載しています＝

透明性 米韓に後れ

日本の外交文書公開

外務省が30日付で公表した外交文書のうち、沖縄返還交渉や日韓正常化交渉など同じ項目について米韓で公表済みの文書と比較すると量、質ともに乏しいものだった。20回の節目を迎え、公開制度そのものあり方が問われている。
（山本大輔、谷津憲郎）＝一面参照



「世の中の要求に応じ、日韓交渉に関する新聞論文を出したが、なかなか出せないことにじくしたるものがある」
外務省で外交文書公開を扱う外交記録審査室の黒田舜一室長は公開日前、揺れる心情を明かした。日韓正常化交渉に関する日本側の外交文書の公開が頓挫したからだ。韓国政府は05年、日韓交渉の外交文書を全面公開し、51年10月と65年6月の正常化交渉の全容が明らかになった。「こっちは出したい」（黒田室長）と一時は日本側公開の目玉に決めたが、公開されたのは40年5月と70年2月までに作成された

「外務省によるサービスの公開」（外務省側）と言われる日本の外交文書公開制度は、明確な規定に基づき米韓とは対照的だ。省庁協議で判断する「感覚的であまりな基準」（外務省幹部）が公開の壁となっている。外務省出身の政府関係者が経緯を語る。

春先に公開の判断を求められた外交文書は、6月の国会開会まで手が回らない。週末も夏休みを

判断基準は感覚

堅いガードの理由あいまい

「価値が分らないから伏せよ」と「ほかの課が出せよ」というなら仕方ない。最後は責任論回避の判断になった。今回、日韓交渉の外交文書を非公開とした判断について韓国の外交文書を研究する木宮正史・東大大学院准教授は「日本側の考えや戦略は、韓国の公開文書から類推できる」と指摘する。日韓交渉への影響を考慮しても出せる文書は多々あり、「なぜ、ここまでガードが堅いのか。日韓双方の研究者には理解しがたい」と首をかしげた。

日本外史が専門のロバート・エルドリッチ大版大大学院准教授も「戦後日本外交史の多くは米側資料から知る。日本の業績、外交官や政治家の顔が分らず、日本にも世界にも損だと残念がる。日本の「沖縄密約」を暴いた元毎日新聞記者の西山太吉さんも「外務官僚や省益のための公開は真の情報公開とは言えない」と批判した。

省内でも意識の変化はある。「問題が起きるかもしれない」と臆病になりすぎ、何が本当の機密か判断できないのか。我々の意識も制度も発展途上で見直す点はある」との声が、少数派だが、よくよく出た。

NPPO「情報公開クリアルンクハウス」は、01年の情報公開法の施行後に捨てられた中央省庁の文書の量を調べたことがある。「駆け込み」で00年度に最も多く捨てたのが外務省。12800と、98年度の倍以上だった。

情報公開法の施行に先だって外務省は「行政文書」と「個人書類」の分類を厳格化した。同法では組織的に用いる行政文書でないものを公開対象にしていなかった。

ただ、線引き基準が明文化されていないため、走り書きや試案などは独自判断で「途中経過文書」として行政文書と見なさず、廃棄された。「2000」には、そうした書類も含まれる。外務省幹部が解説する。「貴重な史料は走り書きメモなどに多い。最終的に行行政記録しか残らないと、外交文書はますます中身がなくなる」

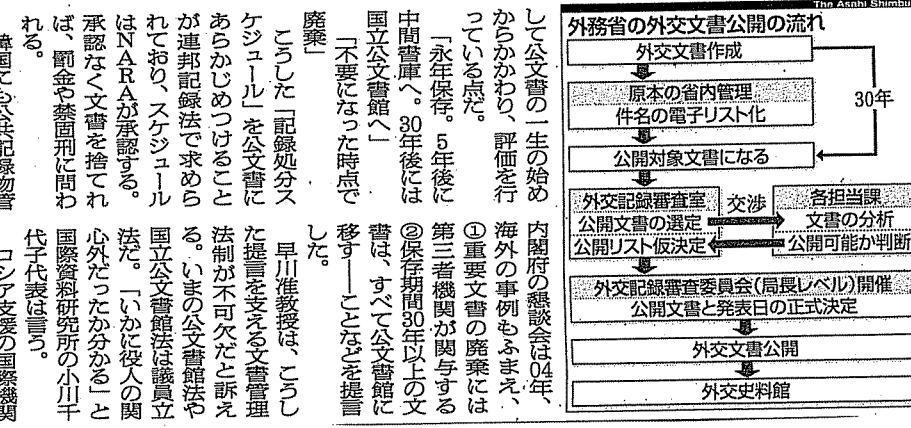
こんな大量の廃棄ができてしまつたのは、作成・保存・廃棄・公開という「公文書の一生」を決めるのが、公文書をつくった当事者の省庁だからだ。中央省庁の文書管理を定める一般法もない。

情報公開先進国の米国ではどうか。特徴的なのは、公文書記録管理局（NARA）が第一番と

第三者機関なし

公開？廃棄？ 省庁自身が決定

韓国にも公文書記録物管理法があり、国家記録院が各省庁を指導・監督する権限を持っている。情報公開法と公文書館制度は、知る権利を実現するための「車の両輪」だ。大宮法科大学院の早川和宏准教授は「行政文書は本来、国民のもの。持ち主が見られるようにしておくことが当然のことだが日本は出来ていない」と批判する。公文書の利用に関する



第5回口頭弁論

11月28日(水) 11:00~
東京地裁 712号法廷

傍聴への参加を
お願いします!

報告集会

11:30~13:00

弁護士会館 1006AB会議室

- 弁護団からの報告
- 今後についての検討



総会と講演

日時 12月16日(日) 13:00~17:00

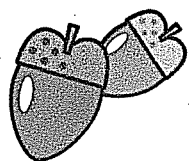
会場 YMCA アジア青少年センター 3階303

JR 水道橋駅下車 徒歩5分

- 2007年活動報告と決算報告の承認
- 2008年活動方針と予算案の審議
- 講演・・・塚崎昌之氏
演題・・・「朝鮮人戦時強制動員の真相究明と資料公開」
プロフィール：強制動員真相究明ネット事務局、15年戦争研究会
会員、在日朝鮮人史・『本土決戦』史を中心に勉強
- 講演・・・太田 修氏
演題・・・「文書公開の必要性をあらためて考える」
プロフィール：日韓会談文書・全面公開を求める会共同代表
朝鮮現代史を専攻

日韓会談文書公開訴訟の

結審を控えて



崔 鳳泰

昨年12月18日東京地方裁判所に提訴した日韓会談文書公開訴訟は、2007年11月28日に結審する予定だという。この間多くの心血を注いだ弁護団と裁判支援会すべての方々の苦勞に、厚く感謝の意を申し上げる。

約1年余りかけた訴訟期間を通して闘う中で、日本の外務省が自らの決定を一部取り消して文書を公開するといった成果を得た。だが全面公開に至るまでには、まだ幾多の難関を乗り越えなければならない状況である。

この訴訟は韓国の被害者、及び韓日市民間の連帯の力で進められたものであり、韓日間連帯事業の大事な成果である。

韓国で韓日会談文書が公開された経緯も、韓日市民間の連帯によって生じた力の結果だ。すなわち日本で進行中の訴訟が、韓日市民間の連帯の力で韓国に波及し、その過程で韓日会談文書公開の裁判が可能となったのだ。こうして韓日市民間の連帯の力が、今度は日本に移って、日本で日韓会談文書公開訴訟として波及したのだ。

韓国では、2005年1月と同年8月の二度にわたって韓日会談関連文書が公開され、これに従って韓国政府の法的見解表明もなされた。

その過程で被害者たちに対する韓国政府の責任の一部が明らかにされ、その結果、被害者たちに対する支援のための法案が国会に上程されるようになった。しかし、法案制定過程で政府責任の対象となる被害者の範囲、およびその責任の法的性格をめぐって、被害者と韓国政府の意見の対立があり、これが法案の円満な制定を困難にし、韓国国会ではその陣痛が続いている。このように韓国政府の努力のみでは、被害者たちの正義は決して回復されていない実情である。

そもそも常識的に考えれば、韓日請求権協定をもって、被害者たちに対する法的責任を否認する日本政府の立場を思えば、日本において関連文書が先に全面公開されなければならない。

元来、文書の公開というのは、利得を主張する者が積極的に主張して公開しなければならないことが常識であるからだ。しかし韓国で関連文書が公開されたにもかかわらず、日本では公開されていないという非常識的な状況が現在も続いている。このように非常識的な状況は、日本国内の問題として留まらず、韓国を含む東アジアにおいて、法治主義とデモクラシーを確立させる上で、深刻な障害となっている。

東アジアの法治主義とデモクラシーのために、まず韓日会談関連文書は韓国と日本で同時に公開されなければならない。同時にその公開に際して被害者に対する責任がどのように処理されてきたのかが明々白白となるようにしなければならない。

周知の通り、法治主義国家において、被害者が誰を相手に自分の法的権利を主張しなければならないのかをはっきりさせることは、法治主義実現のための基本中の基本

である。それにもかかわらず被害者たちに対する責任と関連して、戦争終了後約 60 年が過ぎた現在までも、その責任主体が明かされないまま、被害者たちの正義は回復していない。同時に日本における被害者たちの権利闘争も、日韓会談と日韓請求権協定が原因で挫折へ追い込まれている。

このようにみると、日韓会談文書の非公開は、被害者たちの立場からすると、法治主義とデモクラシーに対するブラックホールとして策動してきたと言っても過言ではない。

このたび日本において日韓会談文書公開訴訟に良い結果が出ることによって、ブラックホールが消え、被害者たちの人権が回復されることはもちろん、韓日間において法治主義とデモクラシーが強固となるよう祈っている。

最後にもう一度、日本の弁護士と裁判支援会関係者に厚く感謝の意を申し上げる。

日韓会談文書公開運動から 見えてきたもの

吉澤 文寿

今年 4 月 27 日に外務省によって開示された文書は、そのほとんどが当時の韓国における新聞、雑誌、演説文などの翻訳である。おそらく外務省において、日韓会談に対する韓国における言論状況を把握するために作成されたものと思われる。したがって、これらは韓国ですでに公開された資料であり、情報開示請求を通じて開示される価値がないものである。ただし、当時の韓国の言論状況を知るといふ目的で、一読してみるとよいだろう。

開示された文書を読んでわかることは、韓国の言論が日本に対して、植民地支配責任を認めることと韓国政府の唯一正当性を認めることなどを主張しており、その問題を曖昧にして条約を締結しようとする朴正熙政権を「低姿勢」「屈辱」外交として批判していたということである。その一方で、被害者の現状や権利回復を訴える記事もない。これは、韓国の言論がこの点を取り上げていないともいえるし、外務省が被害者団体による韓国国会への陳情などを無視していたことの傍証であるとも云えよう。

今後の展開について述べると、まず外務省は第 4 次会談本会談会議録を通じて、「黒塗り」の根拠が曖昧であることを露呈させてしまったため、来年 5 月の開示期限が来ても開示決定を保留するかもしれない。ただ、2 年という開示期限の設定に対する、膨大な資料の整理に膨大な時間がかかるといった外務省側の説明は成り立たない。そのことは 8 月 30 日の外交文書公開で日韓会談文書が公開の目玉とされていたことから明らかである。

日韓会談文書公開がもたらすものは次の通りである。①日韓会談の問題性が明確になり、請求権協定の再検討または日本国会における被害者救済のための追加立法への端緒になる、②日朝交渉、そして将来の日朝関係における「過去の清算」を考える基盤ができる、③不条理な理由による情報不開示の実態が明らかになることで、開かれた情報社会づくりに貢献できる。

事務局 だより

特別カンパへのご協力 有難うございました

順次開示される文書のコピー代など、裁判費用が緊急に必要となり、特別カンパをお願いしたところ、一日でも早い開示を願うみなさまからの献金が562,000円集まりました。心よりお礼申し上げます。

会費未納金 224,000 円は 予算の 24%

～10月中にお振込みください～

「一般的に会費納入は二年目には40%になる」と先輩から聞いていましたが07年度会費納入者はおよそ60%、みなさまには、特別カンパも含めて大変なご協力をいただきました。

今回、未払いの方には未払い金額を記入した振込取扱票を同封しましたので10月中にお振込みいただきますようお願いいたします。

なお、ご不審な点がありましたら事務局までご連絡ください。

情報満載のホームページ

裁判所に提出した原告側、国側双方の準備書面はじめ、韓国、日本で公開された文書など、ホームページは情報満載です。

しかし、Acrobat Reader のバージョンが低いとダウンロードできないものもありますので、お確かめください。

国際刑事裁判所の本邦初の本格解説書!

国際刑事裁判所 法と実務

東澤 靖 [著]

本体価格(3800円+税)
四六判/並製/404頁



戦争犯罪、人道に対する罪、集団殺戮という国際法上最悪の罪を裁く人類史上初の常設の国際機関、国際刑事裁判所。第一人者が、設立経緯、対象犯罪や権利・手続など実際の運営、日本の状況などあらゆる論点を、規程に即して具体的・平易に書き下す本格的解説書。

明石書店

TEL.03-5818-1171
FAX.03-5818-1174

〒101-0021 東京都千代田区外神田6-9-5
<http://www.akashi.co.jp>

*図書目録進呈

サポーター会員大募集

情報公開法を使って日韓会談関連文書の公開を実現させたい日韓両市民が集まり、当事者会員と会員、サポーター会員の年会費で活動しています

現在、サポーター会員を広く募集しています。一緒に、会の活動を支えて下さい。

サポーター会員年会費 1口1,000円、1口以上
郵便振替口座/00820-7-102287
加入者名: 日韓会談文書・全面公開を求める会

◇ 発 行 ◇

日韓会談文書・全面公開を求める会

共同代表: 太田 修 田中 宏 西野瑠美子
山田昭次 吉澤文寿【アイウエオ順】
(事務局)

〒259-1114

神奈川県伊勢原市高森 3-4-22 高梨荘 202
TEL・FAX: 0463-95-4662

E-mail: nikkanbunsho@yahoo.co.jp
<http://www7b.biglobe.ne.jp/~nikkan/>